

NPO法人あきる野市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規程のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している

<https://www.akiruno-taikyo.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	特定非営利活動促進法(NPO 法)及び関係法令に基づき定款を定め、運営及び事業を実施している。
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守しているか。	(略)
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	各種法令等の遵守に努めている。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	特定非営利法人として、定款に則り理事、監事の役員により理事会、役員会に於いて事業計画収支予算関係の承認を行い、監事による監査を通じて適切な事業運営を行っている。
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか	現在基本方針は策定されていないが、ホームページにおいて、本会の設立理念を掲載し、当該年度の事業計画が会員に示されている。
[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修会等への参加を促しているか	令和6年度に役員、理事を対象としたコンプライアンス研修を実施した。 また、他の団体が実施する研修会にも参加している。

	(2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修会等への参加を促しているか	これまで指導者・競技者に対するコンプライアンス教育は実施されていないため、機会を設けて実施する。 また、他の団体が実施する研修会・講演等への参加を促していく。
[原則4]公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	定款の定めにより、年度末に翌年度予算を策定し、年度当初の総会において前年度の決算を行っている。 経理は、事務局職員が税理士の指導の下、法人会計の原則に基づき、会計処理を行っている。
	(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか	国庫補助金等の利用はないが、都・市など公的助成の受給にあたっては、当該助成金に関する要綱等に則り適正に処理している。
	(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか	定款及び庶務規則の規定により適切に処理し、併せて、監査役員による監査及び税理士事務所の監査を受ける体制としている。
[原則5]法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1)法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	特定非営利法人活動法人として、法令に基づく定款、役員名簿、事業計画、決算報告書(収支予算、貸借対照表等)、事業報告書等を情報開示している。
	(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	組織運営について、ホームページからの情報提供に努め、透明性の高い運営に努めている。